

生駒市条例第9号

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年12月生駒市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症対策業務手当の特例）

3 職員が次に掲げる作業に従事したときは、感染症対策業務手当を支給する。

この場合において、別表の規定は、適用しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある者が滞在する市内の施設内又はこれに準ずる区域として市長が認めるものにおける新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス

ルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、規則で定めるもの

4 前項の感染症対策業務手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、日額4,000円）

(2) 前項第2号の作業 日額1,200円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合には、日額1,500円）

5 同一の日において、附則第3項各号のいずれの作業にも従事した場合には、同項第2号の作業に係る感染症対策業務手当は、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年4月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。